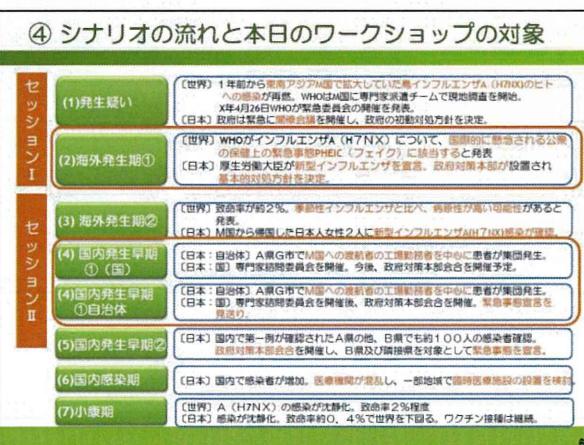
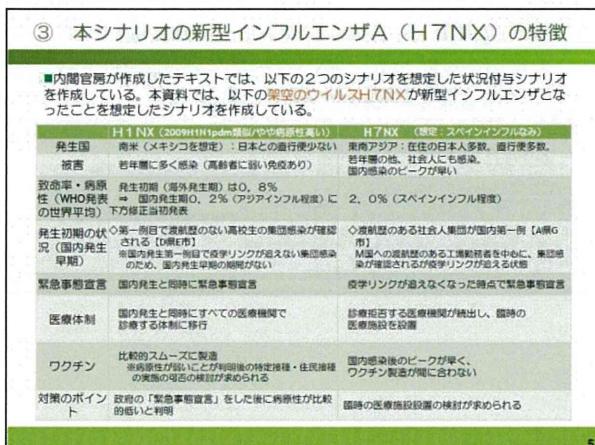
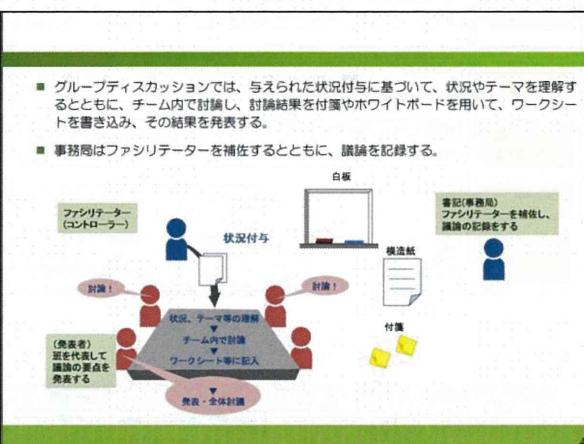
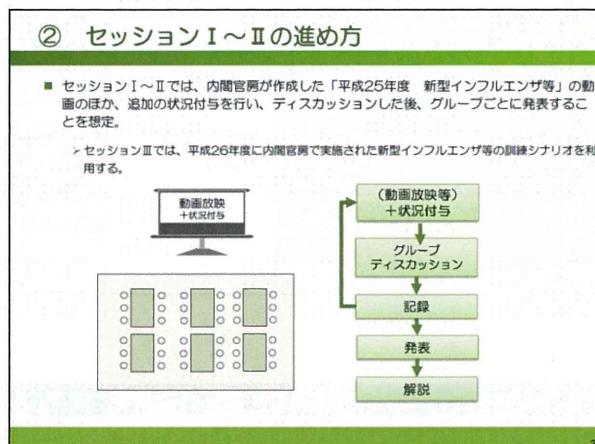


【資料2】オリエンテーション



| ① 図上検討型訓練のルールと体制 | | |
|------------------|--------|---|
| 役割 | 担当者 | 実施項目 |
| ファシリテーター | 各班より選抜 | <ul style="list-style-type: none"> 議論のファシリテート 議論の進行役 メンバーの意見や知識、経験を引き出す 合意、まとめる 時間管理 |
| 発表者 | 各班より選抜 | 班の議論の内容（結論や議論の経過等）を発表する |
| 書記 | 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> 検討結果のまとめ（ファシリテーターの支援） ホワイトボードへの記入 |
| 自治体対策本部 | 行政職員 | 実務経験に基づき検討 |
| 医療関係者 | 医師等 | 対策本部に助言する立場として |



【資料3-1】ワークショップ資料（セッション1：状況付与）

平成27年2月5日 平成26年度新型インフルエンザ等に関するワークショップ WS1-A

ワークショップ
＜セッションI＞
海外発生期

みんなで予防!
 インフルエンザ

1

① セッションIの進め方

| 時間 | 内容 | 責任者 |
|-------------|--------------------------------|--------|
| 14:20～14:30 | オリエンテーション | 齋藤 |
| 14:30～14:50 | 演習1の講論 セッションIの説明、ビデオ視聴・状況説明 | グループ討議 |
| 14:50～14:55 | セッションIの説明、ビデオ視聴・状況説明 | 齋藤 |
| 14:55～15:00 | 演習2の説明 | 齋藤 |
| 15:00～15:25 | 演習2の講論 | グループ討議 |
| 15:25～15:35 | 発表（2～3グループ） | |
| 15:35～15:45 | 解説（ミニ講義）、まとめ | 田辺 |

2

② 演習① アイスブレーキング

- 昨年西アフリカでエボラ出血熱が大流行し、WHOは8月にPHEICを宣言し、各国に注意を呼びかけました。国内でも何例か疑い症例が発生し、各自治体でも対応体制の強化に追われました。
- 参加された方の組織（自治体、課室や部局）ではどのような初動対応をとりましたか？

- どのように情報収集を行いましたか。
- 特に大変だったことは何ですか。

3

② セッションIの目的

目標

- 新型インフルエンザの「発生疑い」から「海外発生」の段階の初期対応を理解する。
- 「新たな型のインフルエンザウイルスによる感染症の発生」から「新型インフルエンザの発生」に至るまでの過程と対策を理解する。

ポイント

- 知識の習得
 - 新型インフルエンザ等対策政府行動計画及びガイドラインで定められた「新型インフルエンザの発生」に至るまでの過程を理解する。
- 情報収集・情報提供
 - 現状を理解し、適切に組織内外の情報収集、情報提供・共有を行う。
- 新型インフルエンザ等の発生初期（発生疑いから海外発生初期）は、国際機関（WHO）や国（内閣官房・厚生労働省等）の意思決定の影響力が大きく、自治体は情報収集・共有し、対策の準備を行うことが一般的な目標となる。
- 発生の初期段階は確定情報がないため、国の情報提供のみでなく、様々な情報ルートから適切に情報収集・情報共有することが重要となる点にも留意する。

4

DVD
動画放映

③ 状況付与①シーン(1)～(2) H7NX:発生疑い

ニュースで付与された状況

- (1) WHO(世界保健機関)がX年4月26日に、世界的に感染が拡大するおそれがある新型インフルエンザが発生した可能性があるとして、緊急委員会の開催を発表。
- (2) 1年前の3月から東南アジアのM国内で鳥インフルエンザA(H7NX)のヒトへの感染が拡大していたが、夏にいったん終息。今年の3月から、感染が再燃し、感染者111人、うち死亡者22人が確認されている。
- (3) そのうちの患者の家族、医療関係者への感染が確認され、持続的にヒトからヒトへ感染している可能性が高いとして、WHOの専門家派遣チームがM国で現地調査を開始。
- (4) 日本国は、新型インフルエンザ発生に備えた対応が必要と判断し、緊急に閣僚会議を開催して、政府の初動対処方針を決定した。

5

DVD
動画放映

④ 状況付与②シーン(2) H7NX:海外発生期

ニュースで付与された状況

- (1) XXXX年4月27日 WHOが緊急委員会を開催し、終了後、事務局長が記者会見を実施。
- (2) XXXX年4月28日（日本時間）インフルエンザA(H7NX)について、国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC:フェイク）に該当すると発表された。
- (3) 厚生労働大臣が「新型インフルエンザの発生を宣言した。
- (4) 日本国において、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が決定された。
- (5) 都道府県では、都道府県対策本部が設置された。

6

ミニ講義 国際保健規則

セッション I II III

- WHO憲章に基づき、疾病の国際的伝播を最大限防止することを目的に策定された国際規則
- 加盟国は「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」を構成するおそれのある事象を世界保健機関に通告
- 緊急委員会の助言を得て、国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）を認定

国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC : Public Health Emergency of International Concern）を構成するおそれのある事象

- 重大な健康被害を起こす危険性のある事象
- 予測不可能、または、非典型的な事象
- 国際的に拡大する危険性のある事象
- 国際間交通や商運を制限する危険性のある事象

上記4つの基準（I~IV）のうち、いずれか二つに事象が該当するかという質問に「はい」と答えた参加国は、国際保健規則第六条に基づき、世界保健機関に通告しなければならない。

7

ミニ講義 PHEIC(フェイク)と新型インフルエンザ

セッション I II III

◆ 2013年6月、WHOが新型インフルエンザの警戒フェーズを改訂したガイドライン案を公表した。
(WHO Pandemic Influenza Risk Management Interim Guidance)

※従来、新型インフルエンザ発生の宣言と考えられていた「フェーズ4：持続的なヒト-ヒト感染が確認された段階」のフェーズがなくなり。

◆ なお、新しいガイドラインでは、各国は、WHOのリスクアセスメントを考慮しつつ、独自にリスクアセスメントを行い各自の対策を講じることが必要だとされている。

◆ PHEIC (Public Health Emergency of International Concern : フェイク)とは、IHR（国際保健規則）に基づいてWHOが判断する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態」である。今後、新型インフルエンザ発生についてはPHEICが事実上の発生のトリガーとなる可能性が高いと考えられる。

パンデミック警戒フェーズ
パンデミックとパンデミックの前の時期
パンデミック期 (Alert phase)
パンデミック期 (Pandemic phase)
移行期 (Transition phase)

概要
新型インフルエンザによるパンデミックヒトペディックの前の段階。
新しい型のインフルエンザの人の感染が確認された段階。
新しい型のインフルエンザの人の感染が世界的に拡大した段階。
世界的なリスクが下がり、世界的対応の範囲的幅がより広がる段階。

(資料：厚生労働省健康政策課新型インフルエンザ対策推進室)

8

《状況付与③》基本的対処方針

セッション I II III

■ 以下の基本的対処方針が発出された。

政府は、M国における新型インフルエンザA(H7N9)の発生は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、取組を進めるとしている。
現段階では病原性・感染力等に関する情報が限られているため、国民の生命・健康の安全を確保する観点から、病原性の高い新型インフルエンザである可能性も念頭に対応を実施するが、異なる情報が得られ次第、適切な対策に切り替えていく。

1. 全般的な方針
新型インフルエンザの国内侵入を防ぐこと、早期発見に努めること、国内発生の遅延と早期発見に努めること、国内発生に備えて、体制の整備を行うべく、措置を講ずる。

2. 重要な項目
一、国際的な連携を密にして、発生周における感染の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴等に関する情報を収集し、最大限の努力を払うとともに、国内サーベイランスを強化する。
二、国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対するは、厚生労働省や地方公共団体の相談窓口において適切に対応する。

三、在外邦人に對し支援を行うこと並びに国内での予防及びまん延をできる限り遅らせることが目的として、以下の対策を実施する。
(一)発生国への支援について感染症危険情報の発出及び支援に係る公的活動の実施
(二)海外にいる日本人の帰国時の支援の速化、抗インフルエンザワイルス薬の備蓄状況の確認及び医療機関から派遣した場合の在外邦人への提供等支援の速化
(三)発生国からの帰国を希望する邦人を支援するための対外的の準備
(四)輸送機材の整備水難対策の強化
(五)ワクチンの調査
四、国内における新型インフルエンザ患者の発生に備え、以下の対策を実施する。
(一)帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置
(二)医療機関及び医療機関への迅速な情報提供
(三)抗インフルエンザワイルス薬の備蓄量の把握、適切な使用及び適正な流通
五、事業者に対して感染対策の準備を行いうよう、協力する。

9

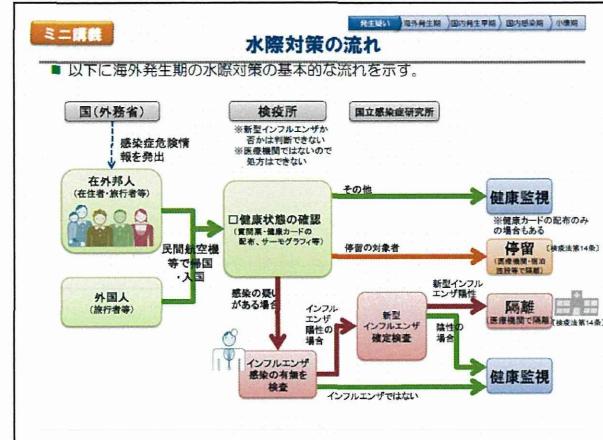
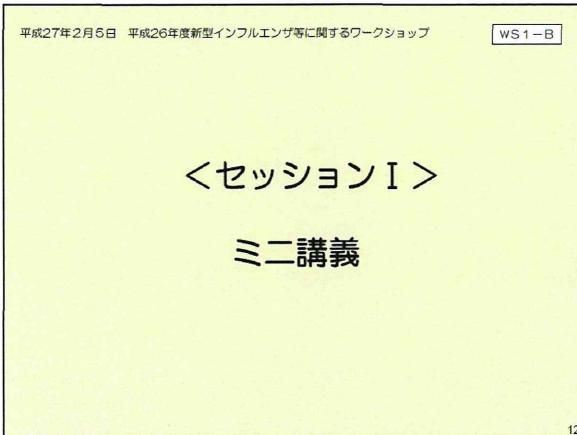
《演習② 新型インフルエンザ発生の宣言》

シーン（2）のニュースに付与された情報から、各事象に対して、都道府県等で準備すべき対応を検討し、特に住民に伝えるべきことは何か。伝えるべきことをリストアップしたうえで、上位3つを選んで優先順位を付けてください。

| 状況付与 | 都道府県等で準備すべき対応 | このうち、特に行政から住民に伝えるべきことは何か？ |
|------------------------|---------------|---------------------------|
| WHOがPHEICを発表 | | |
| 厚生労働大臣が新型インフルエンザの発生を宣言 | | |
| 政府対策本部の設置 | | |

10

【資料3-2】ワークショップ資料（セッション1：ミニ講義）

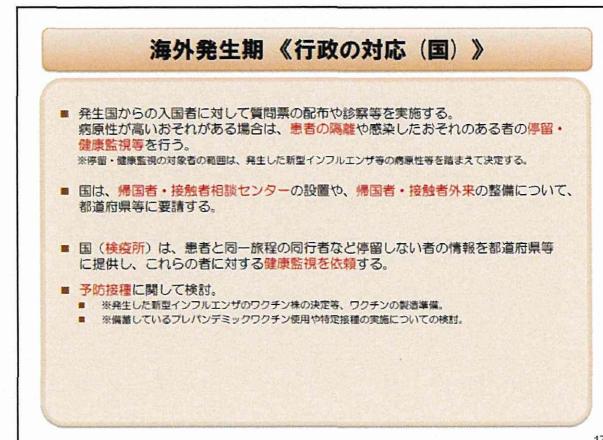
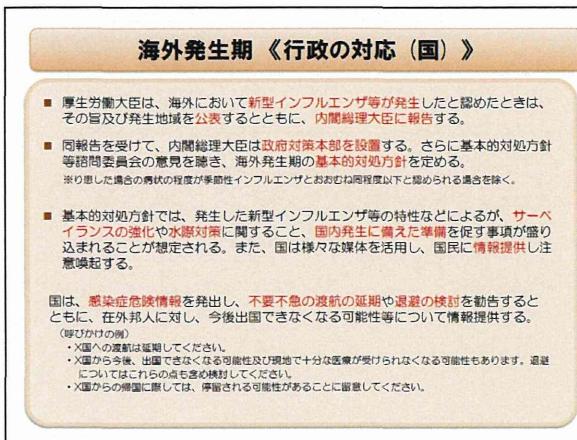
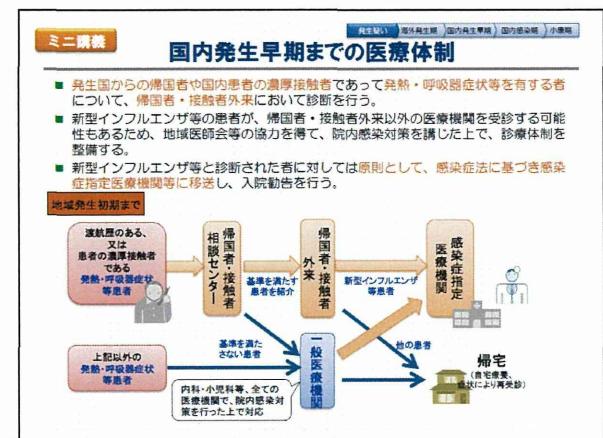


ミニ講義

水際対策の目的と方針

■ 国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等に応じて、水際対策の方針を検討する。今回の事例は「病原体の侵入を可能な限り遅らせる」ことを目的とする。

| 目的 | 想定される状況 | 検査実施場所・港 | 患者の旅 行履歴 | 評価指標 | 連携体制 | 準備カードの配布 対象 |
|-------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------|----------|---------------------|-------------|-------------|
| 1 発生地域からの入国者を最大限抑制し、在外邦人の侵入を促す | ①致死率が極めて高い ②WHOが発生地に限り薦めている | 当該地域からの全船舶・旅客船に限り薦め化 | 実施 | 当該国又はその一部地域からの入国者全員 | なし | 全入国者 |
| 2 病原体の侵入を可能な限り遅らせる | ①病原性が高いことが予想でき ②WHOが発生地に限り薦めている | 当該国又はその一部地域からの全船舶・旅客船に限り薦め化 | 実施 | 患者の同行者 | 患者症候群 | 全入国者のうち |
| 3 入りする者への医療提供する（侵入を遅らせるることは期待できない） | ①病原性が高いことが予想でき ②WHOが発生地に限り薦め化 | 集約化しない | 実施 | 原則なし | 患者の同行者、全入国者 | 患者症候群 |
| 4 重症化が想定される者の注意喚起を行い、医療する患者へ医療を提供する | ①病原性が中程度の新型インフルエンザと判断 | 集約化しない | 実施 | なし | 患者の同行者 | 全入国者 |
| 5 重症化が想定される者の注意喚起をする | ①病原性が季節性インフルエンザ並みと判断 | 集約化しない | なし | なし | なし | 全入国者 |



海外発生期 《行政の対応（自治体）》

- 都道府県は、政府対策本部の設置を受けて、都道府県対策本部を設置する。
- 都道府県等は、厚生労働省からの情報提供に基づき、発生国又はその一部地域からの入国者の中、患者と同一旅程の同行者など停留しない者の健康監視を行う。
- 都道府県等は、国の要請に基づき、帰国者・接触者相談センター、コールセンター等を設置するとともに帰国者・接触者外来の整備を行う。

18

【資料4-1】ワークショップ資料（セッション2：状況付与）

平成27年2月5日 平成26年度新型インフルエンザ等に関するワークショップ WS2-A

ワークショップ

＜セッションII＞ 海外発生期～国内発生早期

みんなで予防!
インフルエンザ

アスカラム マツタケ

19

①セッションIIの進め方

- グループ分け：セッションIと同じグループ
- グループ内の役割分担：多くの方に進行役・発表者を経験してもらうよう、変更する。

| | | |
|-------------|-----------------------|--------|
| 16:00～16:10 | セッションIIのビデオ視聴・演習③状況説明 | 講師 |
| 16:10～16:40 | 演習③の議論 | グループ討議 |
| 16:40～17:00 | 演習④の議論 | グループ討議 |
| 17:00～17:15 | 発表 | |
| 17:15～17:30 | 解説（ミニ講義）、まとめ | 田辺・講師 |

20

②セッションIIの目的

目的

- 国内初発患者の対応を理解し、初期の情報収集・発信方針について考える。
- 地域発生早期と地域感染期の対策の考え方の違いを理解する。

ポイント

- 国内初発例発生時における自治体の対応の流れを理解する。
 - 積極的疫学調査や抗インフルエンザ薬の予防投薬、濃厚接触者等への外出自粛等、本庁と保健所、国との連携の流れを理解する。
- 新型インフルエンザ等対策行動計画の初期対応を理解する。

21

DVD動画放映 シーン(3) H7NX: 海外発生期《状況付与①》

ニュースで付与された状況

(1)政府対策本部設置後11日目（X年5月9日）。

新型インフルエンザA(H7NX)は、17か国に感染拡大。3月以降、58人の死亡を含む786人の患者が確認されている。

(2)致命率が2%に上り、季節性インフルエンザと比べ非常に病原性が高い可能性がある、とWHOから発表される。肺炎や多臓器不全などの重症者も多く確認されている。

(3)空港の検疫で、M国から帰国した日本人女性2人が、新型インフルエンザA(H7NX)に感染していたことが確認された。

(4)国や各自治体では専用電話窓口を設置して対応を行っている。

22

DVD動画放映 シーン(4) 国版: 国内発生早期《状況付与②》

ニュースで付与された状況

(1)5月12日【海外発生から14日目】、A県G市の工場勤務の従業員のグループにインフルエンザ様症状の患者が約20人発生。そのうち6人が新型インフルエンザA(H7NX)と確認された。

(2)同工場では、M国の出身者が多数勤務し、4月下旬にグループで里帰りした。

(3)政府は緊急で基本的対処方針等諮問委員会を開催し、さらに12時から政府対策本部会合を開催する予定である。

追加の付与情報

(1)確認された20人は、皆工場に隣接する寮に住んでいた。
 (2)佛國時には症状がなく、皆「健康カード」を受け取った。
 (3)佛國後、寮で複数の従業員が体調不良を訴えたため、工場には出勤していない。
 (4)寮の管理人が佛國者・接触者相談センターに連絡し、マイクロバスでG市立病院を受診した。
 (5)現在、確認患者の6名は感染症法に基づいて入院。その結果、G市立病院の感染症病床は満床となつた。
 (6)その他の14名は感染症指定医療機関の外来で検査結果を待っている状態である。

23

DVD動画放映 シーン(4) 自治体版: 国内発生早期《状況付与③》

こんなのは、5月12日、ニュースインフル、ローカル紙の時間です。

東南アジアで蔓延をもたらしている新型インフルエンザA(H7NX)ですが、本日、日本国内で初の感染者が確認されました。

感染者が確認されたのはA県G市の工場勤務の男性です。同じ場所では従業員に熱や喉の痛みなどのインフルエンザ様症状の患者が約20人見出されており、本日専門医でもう一人が新型インフルエンザA(H7NX)と確認されました。

日本国内での感染を警戒せり、本日、政府は対策本部会合を開催し、基本的対処方針を策定しました。専門家による最新情報をもとに、各都道府県に周知を行っておりました。

これは、本日まで確実化された感染者は、死亡率の高い重症感染者か、又は重篤者と推測される名前に確定されており、極力早期に感染したが、どうやら感染者が過去でいる状態にあるため、緊急事態宣言の発令にあたらないのです。ただし、専門家らに患者が拡大する可能性も否定できないにこから、発生国からの消息などに注意を寄せておきたいです。

また、A県においても、対応をトッピとする専門家会合を開催する予定です。

A県では、コールセンターを設置していますので、一般的な質問に答える場合はコールセンターへお問い合わせください。また、発生地からの感染者の方で費用などの相談がある場合は、ご相談なさる場合はの場所の「障害者・被験者・利害者センター」へお問い合わせ下さいと呼び掛けています。

以上、5月12日のニュースインフル、ローカル紙でした。

24

《演習③ まん延の防止》

■ あなたはA県の対策本部員です。まん延防止のために何を行いますか？実施する対策と実施しない対策を考えてください。その理由も考えてください。

| 設問 | 対応および留意事項・理由 |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 地域の施設への要請(地域のイベント) | □感染者が出たG市 【その理由】 → 自粛要請（する・しない） |
| | □全県 【その理由】 → 自粛要請（する・しない） |
| <input type="checkbox"/> 地域の施設への要請(学校の臨時休業) | □感染者が出たG市 → 休業要請（する・しない） |
| | □全県 → 休業要請（する・しない） |
| <input type="checkbox"/> 事業者への業務自粛要請 | □感染者が出た工場 【その理由】 → 自粛要請（する・しない） |
| | □感染者が出たG市の事業者 【その理由】 → 自粛要請（する・しない） |
| | □声かけの事業者 → 自粛要請（する・しない） 【その理由】 |

25

《演習④ 発生早期の医療体制》

■ あなたはA県の対策本部員です。現在、感染症指定医療機関で検査結果を待っている14名の患者が確定したらどのように患者を収容しますか。

①どのような情報を判断材料にしますか？

②対応方針

26

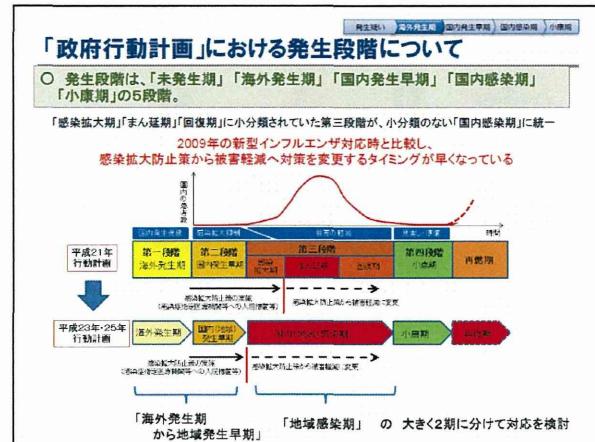
【資料4-2】ワークショップ資料（セッション2：ミニ講義）

平成27年2月5日 平成26年度新型インフルエンザ等に関するワークショップ

WS2-B

＜セッションⅡ＞

ミニ講義



再生医療・海外再生医療・国内再生医療・国内再生医療・小規模

緊急事態宣言の要件

```

graph TD
    A[政府対策本部長は、発生した新型インフルエンザ等の病原性について、基本的対処方針諮問委員会の意見を聞き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。] --> B[内閣発令]
    B --> C[緊急事態宣言の政令要件]
    C --> D[I:重症症例(肺炎、多臓器不全、脳炎など)の発生頻度が、通常のインフルエンザと比べて、相当程度高いと認められる場合]
    C --> E[II:感染経路が特定できない場合、又は感染患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合等]
    D --> F[上記の政令要件があつてはまる場合]
    D --> G[あつてはまらない場合]
    F --> H[国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあると評価]
    G --> I[緊急事態措置を実施すべき期間、区域、緊急事態措置の要旨を公示]
    H --> J[医療提供体制の確保／外出自粛／施設使用制限の要請／住民への予防接種等]
    I --> K[緊急事態宣言しない(本部のみ継続)]
    J --> L[対策本部廃止]
  
```

ミニ講義

- 政府対策本部長は、発生した新型インフルエンザ等の病原性について、基本的対処方針諮問委員会の意見を聞き、**緊急事態宣言**を行い、国会に報告する。

内閣発令

緊急事態宣言の政令要件

I : **重症症例**(肺炎、多臓器不全、脳炎など)の発生頻度が、通常のインフルエンザと比べて、**相当程度高い**と認められる場合

II : 感染経路が特定できない場合、又は感染患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合等

(上記の政令要件があつてはまる場合)

(あつてはまらない場合)

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあると評価

緊急事態措置を実施すべき期間、区域、緊急事態措置の要旨を公示

医療提供体制の確保／外出自粛／施設使用制限の要請／住民への予防接種等

緊急事態宣言しない(本部のみ継続)

対策本部廃止

| | | 未発生期 | 海外発生期 | 国内発生早期 | 国内発生中期 | 小専用 |
|------|---|---|---|---------------------------------|--------|-----|
| 国 | <ul style="list-style-type: none"> ●国人における対策の普及 ●地域対策、職場対策の周知 ●再生医療機器等の供給体制の確保 ●在邦人支援 | <p>●国におけるまん延防止対策の準備</p> <p>●感染危険情報の発表</p> | <p>緊急事態ではない場合</p> <p>●住民の感染対策の奨励や医療機関・施設の運営を要請</p> <p>●社会活動規制に対し、感染対策を講ずるよう要請</p> <p>●学校・幼稚園等におけるまん延防止措置の実施に資する手引きを配布</p> <p>緊急事態の場合</p> <p>●原則として休業休園に対し、病院、高齢者施設等の医療機関を除く者が集まる施設等における感染対策の強化を要請</p> | <p>●原則として休業休園の実施の実施を認める</p> | | |
| 都道府県 | <ul style="list-style-type: none"> ●個人における対策の普及 ●地域対策、職場対策の周知 | <p>●国内でまん延防止対策の準備</p> | <p>緊急事態ではない場合</p> <p>●原則として休業休園の実施を認める</p> <p>●社会活動規制に対し、感染対策を講ずるよう要請</p> <p>●学校・幼稚園等における手引きを配布、開設を適切に図るうえ、休業休園を認める</p> <p>●市民が感染者と共に、基本的な感染対策等の勤勉な医療機関の運営を要請</p> <p>緊急事態の場合</p> <p>●原則として休業休園の実施を認める</p> <p>●原則として休業休園の実施を要請</p> <p>(地域活性化計画では、患者数の増加に伴い、地域における医療供給体制への負担が過度となり、適切な医療を受けられないことにより重症化・死亡リスクが増加する可能性があるとする根拠なしにてて実施)</p> | | | |
| 市区町村 | <ul style="list-style-type: none"> ●個人における対策の普及 ●市及び都道府県の要請に応じ、適宜協力 | | | ※保健所を設置する市及び特別区は、都道府県と同様の役割を担う。 | | |

国内発生早期《行政の対応（国）》

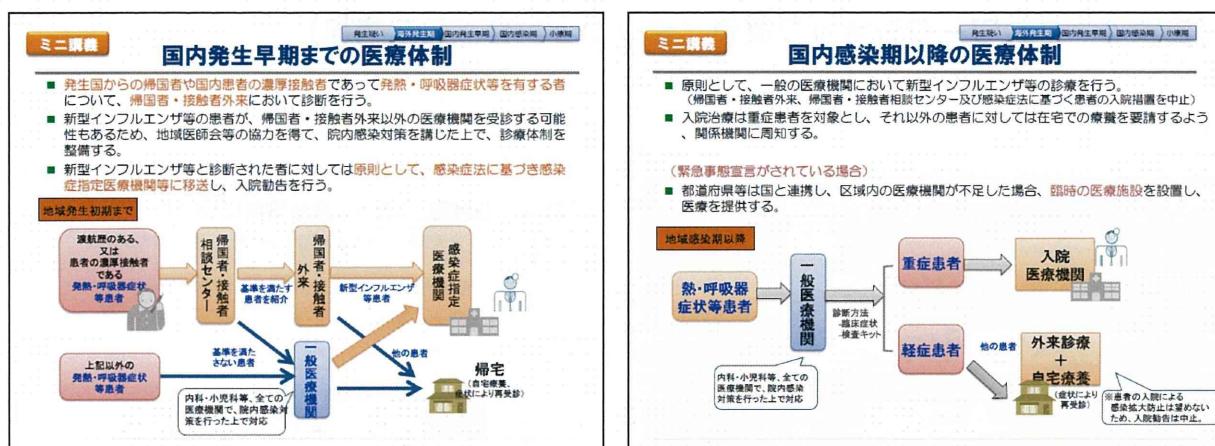
- 国は、国内での患者の発生を受けて**基本的対処方針**を変更する。
検疫強化の合理性が認められなくなった場合には、通常の体制に移行する。
国は、**国民への情報提供・注意喚起**を行う。
 - * 国は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には**誰もが感染する可能性がある**ことを伝え、個人レベルでの**感染対策**や、感染が疑われ、また患者となった場合の**対応（受診の方法等）**を周知する。
 - また、**学校・保育施設等や職場での感染対策**についての情報を適切に提供する。
- 国は、海外発生期の対策を継続し、ワクチンを**確保・供給**する準備を行うとともに、住民への予防接種の実施について、**基本的対処方針**等諮問委員会に諮詢したうえで決定する。
- 抗インフルエンザウイルス薬の**備蓄量の把握**を行い、供給状況の確認を行う
- 発生した新型インフルエンザ等が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合は、政府対策本部長（内閣総理大臣）が**緊急事態宣言**を行う。

国内発生早期《行政の対応（自治体）》

- 都道府県等は、感染症法に基づき、患者への対応（感染症指定医療機関等における治療・入院措置等）や、患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）を行う。
 - ※ 必要に応じて、濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与
- 都道府県等は、地域内で新型インフルエンザ等が発生していない場合でも、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の体制を整備する。

【緊急事態宣言がされている場合】

- 緊急事態宣言の区域に指定されていない市町村も含め、全市町村で対策本部を設置する。
- 都道府県は基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の対策を実施する。
 - ※ 住民への不要不急の外出自粛や感染対策の徹底を要請
 - ※ 学校、保育所等のうち施設使用制限の対象となる施設の決定とそれらの施設に対する要請
 - ※ その他施設に対する感染対策の徹底を要請



【資料5-1】ワークショップ資料（セッション3：状況付与）

平成27年2月6日 平成26年度新型インフルエンザ等に関するワークショップ
WS3-A

ワークショップ

＜セッションIII＞ 国内感染期 (地域発生早期～地域感染期)

みんなで予防!
インフルエンザ

マメに
手洗い
マスク
うがい
うつせん

アスレチック
マスクCL

43

① セッションIIIの進め方

| | | |
|-------------|-----------------|--------|
| 13:15～13:25 | ミニ講義 (H7N9について) | 講師 |
| 13:25～13:30 | セッションIIIの説明 | 講師 |
| 13:30～13:35 | 演習①の説明 | 講師 |
| 13:35～14:15 | 演習①の議論 | グループ討議 |
| 14:15～14:30 | 各班の発表 | |
| 14:30～14:45 | ミニ講義・質疑 | 講師・田辺 |
| 14:45～14:50 | 演習②の説明 | 講師 |
| 14:50～15:20 | 演習②の議論 | グループ討議 |
| 15:20～15:30 | 発表 | |
| 15:30～15:45 | ミニ講義・質疑 | 講師・田辺 |
| 15:45～16:00 | ミニ講義・まとめ | 講師・田辺 |

44

② セッションIIIの目的

目的

- ①緊急事態が宣言された際の各都道府県の対応を考える。
- ②国内発生初期（地域発生早期～地域感染期）の医療体制について、様々な選択肢を考える。

ポイント

- 緊急事態宣言がなされた場合、法律で様々な措置ができることがある。
- ただし、それらをすべて実施する必要があるものではなく、都道府県内の患者の発生状況、社会情勢等を総合的に勘案しながら、実施する措置を検討することが必要である。
- その際、利害関係の異なる対象者の考え方を理解する
- 地域発生早期から地域感染期へ移行する判断は都道府県が判断することとなる。都道府県内の患者の発生状況、医療体制の状況を総合的に勘案し、地域感染期への移行を検討することが必要となる。
 - 地域発生早期は、感染症法に基づいて入院勧告等を行う。
 - 地域感染期では、すべての医療機関が診療する体制となる。

45

セッションIII 状況付与①

○平成X年4月、1年前からY国等で感染者が確認されていた鳥インフルエンザA (H7N9) のヒトからヒトへの感染が確認され、新型インフルエンザの発生が宣言された。

○日本国内でも、平成X年5月17日に空港検疫で患者1名、5月20日にA県で患者1名が発生した（いずれも発生国からの帰国者）。

5月23日にB県で患者3名及び疑い患者2名が発生。

○ この新型インフルエンザについては、現時点での限られた情報ではあるが、
 ・海外では、通常のインフルエンザよりも重篤化し、肺炎・脳症を引き起こす患者が多いことが報告されている
 ・ウイルス学的解析によると、当該インフルエンザウイルスは、高い病原性を持つことが示唆される
 ・5月23日時点までに疑い例を含む合計7例の感染例が報告され、その内訳は、空港における検疫により1例、A県から1例、B県から5例であるが、これら計7例のうち、B県での疑い例2例を除く5例は全て確定例で、3例には肺炎症状がみられている

46

《状況付与②》 海外の発生状況

Y国における平成X年5月の新規患者の発生状況の推移

| 日付 | 新規患者数 |
|----|-------|
| 1 | 10 |
| 3 | 12 |
| 5 | 14 |
| 7 | 21 |
| 9 | 27 |
| 11 | 25 |
| 13 | 30 |
| 15 | 32 |
| 17 | 35 |
| 19 | 51 |
| 21 | 52 |
| 23 | 58 |
| 25 | 60 |
| 27 | 71 |
| 29 | 70 |
| 31 | 75 |
| 1 | 86 |
| 3 | 97 |
| 5 | 101 |
| 7 | 100 |
| 9 | 105 |
| 11 | 108 |
| 13 | 110 |
| 15 | 112 |
| 17 | 115 |
| 19 | 118 |
| 21 | 120 |
| 23 | 122 |

※PHEIC:国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態

47

《状況付与③》 国内の発生状況

5月23日08:00現在 検疫

A県

Lさん
・30代・男性
・既報症あり
既定

B県

Oさん家族
Oさん
・男性
・既報症なし
既定

Oさんの妻
・30代・女性
・既報症なし
既定

Oの配偶①
・20代・男性
・既報症なし
既定

Oの配偶②
・30代・女性
・既報症なし
疑い(陽性検査)

Qさん
(Oと接触なし)
・10代(中学生)
既報症なし
既定

B県に隣接している
C・D・E県
患者は確認されていない。

患者は確認されていない。

調査不明

48